

特別養護老人ホームとくぢ苑(ユニット型・個室) 料金表

令和4年10月1日より適用

介護度	負担限度額	負担割合	基本利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護1	第1段階	1割	863	820	300	1,983	61,473
	第2段階			820	390	2,073	64,263
	第3段階①			1,310	650	2,823	87,513
	第3段階②			1,310	1,360	3,533	109,523
	第4段階	2割	1,726	2,006	1,445	5,177	160,487
		3割	2,589	2,006	1,445	6,040	187,240
要介護2	第1段階	1割	939	820	300	2,059	63,829
	第2段階			820	390	2,149	66,619
	第3段階①			1,310	650	2,899	89,869
	第3段階②			1,310	1,360	3,609	111,879
	第4段階	2割	1,878	2,006	1,445	5,329	165,199
		3割	2,817	2,006	1,445	6,268	194,308
要介護3	第1段階	1割	1,020	820	300	2,140	66,340
	第2段階			820	390	2,230	69,130
	第3段階①			1,310	650	2,980	92,380
	第3段階②			1,310	1,360	3,690	114,390
	第4段階	2割	2,040	2,006	1,445	5,491	170,221
		3割	3,060	2,006	1,445	6,511	201,841
要介護4	第1段階	1割	1,098	820	300	2,218	68,758
	第2段階			820	390	2,308	71,548
	第3段階①			1,310	650	3,058	94,798
	第3段階②			1,310	1,360	3,768	116,808
	第4段階	2割	2,196	2,006	1,445	5,647	175,057
		3割	3,294	2,006	1,445	6,745	209,095
要介護5	第1段階	1割	1,173	820	300	2,293	71,083
	第2段階			820	390	2,383	73,873
	第3段階①			1,310	650	3,133	97,123
	第3段階②			1,310	1,360	3,843	119,133
	第4段階	2割	2,346	2,006	1,445	5,797	179,707
		3割	3,519	2,006	1,445	6,970	216,070

加算項目一覧表

特別養護老人ホームとくち苑(ユニット型)
令和4年10月1日より適用

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置等	◎ 看護体制加算Ⅰイ	12	24	36	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	◎ 夜勤職員配置加算Ⅱイ	46	92	138	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合
	◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54	事業所の介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置した上で、個別機能訓練計画を立てて機能訓練を実施し、3か月ごとに評価を行った場合
	認知症専門ケア加算	3	6	9	主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の入所者の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員が既定の人数配置されていることに加え、認知症ケアに関する技術指導や留意事項の伝達が定期的に開催されている場合、日常生活自立度がⅢ以上の入所者に加算
看取り	看取り介護加算Ⅰ1	72	144	216	死亡日以前45～31日
	看取り介護加算Ⅰ2	144	288	432	死亡日以前4～30日
	看取り介護加算Ⅰ3	680	1,360	2,040	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算Ⅰ4	1,280	2,560	3,840	死亡日
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
処遇改善	◎ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	6.0%	6.0%	6.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.06で算出
	◎ 介護職員等特定処遇改善加算	2.7%	2.7%	2.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.027で算出
	◎ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金ベースアップ等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算と特定処遇改善加算以外の加算】×0.016で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。
 ※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。